

<その他の主な税制改正>

①地震保険料控除の創設について

近年多発している、地震災害を受け、「地震災害に対する国民自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

損害保険料控除 平成19年度課税分まで（所得税は平成18年分）

◆対象：住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の障害に関する損害保険料

区 分	【 住 民 税 】		【 所 得 税 】			
	支払った保険料の金額	控 除 額	支払った保険料の金額	控 除 額		
①長期損害保険料	5,001円まで	支払った保険料の全額	10,000円まで	支払った保険料の全額		
	5,001円から 15,001円まで	保険料の合計額×0.5+2,500円	10,001円から 20,000円まで	保険料の合計額×0.5+2,500円		
	15,001円から	一律に10,000円【限度額】	20,001円から	一律に15,000円【限度額】		
②短期損害保険料	1,000円まで	支払った保険料の全額	2,000円まで	支払った保険料の全額		
	1,001円から 3,000円まで	保険料の合計額×0.5+500円	2,001円から 4,000円まで	保険料の合計額×0.5+500円		
	3,001円から	一律に2,000円【限度額】	4,001円から	一律に3,000円【限度額】		
①と②がある場合	①+②	10,000円まで	①と②控除額の合計金額	①+②	15,000円まで	①と②控除額の合計金額
		10,001円から	一律に10,000円【限度額】		15,001円まで	一律に15,000円【限度額】



地震保険料控除 平成20年度課税分から（所得税は平成19年分）

◆対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料

区 分	【 住 民 税 】		【 所 得 税 】			
	支払った保険料の金額	控 除 額	支払った保険料の金額	控 除 額		
①地震保険料	—	支払った保険料の全額×0.5 【25,000円限度額】	—	支払った保険料の全額 【50,000円限度額】		
②長期損害保険料	5,000円まで	支払った保険料の全額	10,000円まで	支払った保険料の全額		
	5,001円から 15,000円まで	保険料合計額×0.5+2,500円	1,0001円から 20,000円まで	保険料合計額×0.5+5,000円		
	15,001円から	一律に10,000円【限度額】	20,001円から	一律に15,000円【限度額】		
①と②がある場合	①+②	25,000円まで	①と②控除額の合計金額	①+②	50,000円まで	①と②控除額の合計金額
		25,001円から	一律に25,000円【限度額】		50,001円まで	一律に50,000円【限度額】

※短期損害保険料控除は廃止されます。

※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除が適用されます。

※一つの契約で①と②の両方に該当する場合は、どちらかを選択し控除額を算定します。

② 老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置の終了について

昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた方で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方にかかる経過措置が平成 20 年度をもって廃止され、全額課税されることとなりました。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
均等割	市民税	1,000 円	2,000 円	3,000 円
	県民税	400 円	900 円	1,500 円
所得割		2/3 を減額	1/3 を減額	全額課税

【問い合わせ先】

大洲市役所税務課市民税係 Tel 24-2111 (内線 129~131)
長浜支所総務商工課 Tel 52-1111
肱川支所総務商工課 Tel 34-2311
河辺支所総務商工課 Tel 39-2111